

PLATEA



あやめヶ原・大黒島（厚岸町）

暑中お見舞い 申し上げます

福島原発事故の放射能被害は日々深刻さを増しています。被災者の皆さんに心からお見舞い申し上げます。

今回の放射線被曝は、原爆のキノコ雲からの放射降下物による被曝と同じです。

原爆訴訟では、原爆放射線の被害の恐ろしさと被害の持続性（時間的継続）、放射性降下物（残留放射線被曝）、低線量被曝、内部被曝の危険性について、徹底的に明らかにしました。この結果を踏まえ、政府は、放射能をこれ以上飛散させないこと、あわせて住民の安全の確保と補償をきちんとしなければなりません。

被曝の被害は、戦後六六年が過ぎた今でも放射能の人体への長期リスクは科学的に未解明のままです。原爆訴訟は、原発事故に対し、何十年もの長期にわたる健康調査や、被災者の個別状況を記録することの重要性を教えていることを肝に銘じるべきです。

戦後の焼け野原から憲法が生まれました。今、がれきの街に、憲法が生かされる時です。一日も早く人間らしく生きることのできる社会復興が望まれます。

二〇一一年 盛夏

たかさき法律事務所一同

終結した原爆症認定北海道訴訟

弁護士 高崎 暢

北海道訴訟は、二〇一〇年一二月二日、浜田元治さんに対する原爆症認定却下処分を取消す旨の判決で全てを終えた。判決は、爆心地から二キロメートルで被爆・発症した心筋梗塞を原爆症と認定したもので、今まで、厚労大臣は、心筋梗塞に関して一・六キロ以上の被爆者の申請を全て却下している点から見て、最後の判決に相応しい画期的な内容である。

北海道訴訟は、一一年前の安井晃一さんの提訴が始まった。それは、高齢な被爆者の生命を削る過酷な闘いであった。しかし、原告九名全員の原因症認定を勝ち取った。

「どうして、自分はこんなに病気で

苦しめられる人生を送らなければならぬのか」。多くの被爆者は、その答を求めて原爆症認定を申請し、「国に原爆の被害を認めてもらいたい」という思いで提訴した。

私たちは、原爆放射線の被害の恐ろしさと被害の持続性（時間的継続）、放射性降下物（残留放射線被爆）、低線量被爆、内部被爆の危険性について、徹底的に明らかにした。また、国の原爆認定基準のまやかしといいかげんさ、特に、放射線起因性の判断基準である「DS86」や「原因確率」論の非科学性を暴露した。

「必ず勝利するという確信でたかってきた。核兵器がある限り、被爆者はなくならない」という原告たちの言葉が、訴訟が終わった今も、私の耳に残っている。

三月十一日、福島原発事故が起きた。

●原告代表挨拶●

日々成長の糧が存在していた一一年



安井 晃一

原爆症認定北海道訴訟は、弁護団の諸先生による緻密で鋭い弁論が、国側の主張を次々と切り崩し、勝利の原動力を発揮していただいた。また支援連絡会に結集された数百の個人団体の皆様の物新両面にわたる支援の活動に励まされ、一一年間の闘いを全員勝利の錦で飾ることができ、心から厚く御礼申し上げます。

長い年月でしたが、私は長さを感じる事もなく、むしろ一日一日が成長の糧として、存在していたと思います。集団訴訟は、東京の第三次が七月五日判決があり、二四名中二〇名の勝利で、すべてが終結しましたが、今後の原爆症認定申請は、法の基準の改正なしでは困難性も予想され、厚労省交渉に全力を挙げると共に強力な運動が必要です。微力ながら頑張ります。



写真でみる11年の軌跡



被爆の被害は、被爆者を通してしか解明されないものであり、戦後六六年

国は、広島・長崎での原爆被害の把握と救済措置、被爆者の実態を調査すべき特別の責任と義務があった。しかし、その責任と義務を果たさずとしなかった。これが、人災である福島原発事故の源流である。



核兵器廃絶と原発廃炉は車の両輪である。

が過ぎた今でも放射能の人体への長期リスクは科学的に未解明のままである。原爆訴訟は、原発事故に対し、何十年もの長期にわたる健康調査や、被災者の個別状況を記録することの重要性を教えている。

原爆症認定北海道訴訟

北の被爆者のさげび

記録集発刊

弁護士 齋藤 耕

弁護団は、原爆訴訟の記録をまとめた。

この冊子は、単なる訴訟記録の編纂にとどまらず、原告の皆さんに訴訟にかけた思いを大いに語ってもらい、支援者の方や、私達弁護士の思いも率直に語った。その点で、記録集というより読みものに近いものとなった。

この冊子を読んでいただければ、人類と核兵器とが両立できないこと、放射線被爆の恐ろしさが原発問題で進行中であることがひしひしと伝わってくる。

一人でも多くの方に、この記録集を読んでいただくことを望んでいる。定価は無料で、ご注文はたかさき法律事務所まで。



東日本大震災

～被災地の現場から～

弁護士 島田 度

四月二三日、札幌弁護士会から派遣されて、東日本大震災の被災地である岩手県山田町へ出張無料法律相談に行ってきました。山田町沿岸部は、津波でほとんどの家屋が跡形もなく流されており、焼け野原のような有様でした。

法律相談は、避難所である中学校の教室を借りて行いましたが、相談者の中には、ご家族のほとんどが津波で流されてしまったというような、悲惨極まりない状況の方もおられ、改めて被害の大きさを実感させられました。

● ● ●
そして七月には、オンブズマンの例会で仙台を訪れました。

例会では、「あるべき震災復興資金の用途」と題して、震災復興に投じ

られるお金の使い道の検証が行われました。例会の基調講演では、講師の池田清教授（神戸松蔭女子学院大学）から、いわゆる「災害資本主義」（大災害からの復興を機に、自由競争に耐えうる産業・インフラを一から造ろうという思想）により、肝心の被災者の生活を置き去りにした「ハコモノ」だらけの復興政策が採られてしまう危険があることがわかりやすく語られました。被災地の復興のありかたについて、冷静な思慮と幅広い配慮が必要であることを痛感させられました。

● ● ●
被災地の復興は、まだ始まったばかりです。

これからも微力を尽くしていきたいと思っております。



岩手県山田町の沿岸部。陸に船が打ち上げられている。



宮城県山元町の護岸堤防の上。高さ6メートル以上はある堤防がえぐりとられている。

原発問題

弁護士 高崎 暢

事故から四か月以上経過した現在も、安定的な冷却ができず、水素爆発の危険性は残っている。大量に飛散した放射性物質による被害は、日々新たな被害を発生させ、そのとどまることを知らない。

● ● ●
今回、原発事故の被害の広範さ、深刻さを、具体的に国民の前に提示した。現在の原発技術が本質的に未完成で危険なものであることも見せつけた。すなわち、核エネルギーを取り出す課程で莫大な放射性物質「死の灰」を生み出すが、その「死の灰」を原子炉内部に安全に閉じ込める方法を人類は獲得していない。

● ● ●
これまで、強い地震や津波で電源が失われ熔融事故につながるこ

震災関連

Q&A

弁護士 野田 晃弘

Q1 私の雇用契約は一年ごとに更新されておりましたが、今回の震災で会社の業績が悪化したという理由で、雇用契約の更新を打ち切られてしまいました。

どうすればよいでしょうか。

A1 有期雇用契約において雇い止めは無制限に認められず、裁判例でも、業務の内容、契約時の経緯等の事情から労働者が契約の更新、継続を期待するであろう場合には、雇い止めが認められないことがあります。

業績悪化を理由とする場合には、①人員削減の必要性、②雇い止め回避努力、③人選の合理性、④手続きの相当性などの要素を基準として判断されます。雇い止めをするほど経営状況が悪化していない場合や、会社が雇い止めの前にできるだけ雇用を維持するための努力をしていない場合には、雇い止めが認められない可能性が高いです。

まずは、弁護士にご相談されることをおすすめします。

Q2 東北地方に住んでいた兄が震災で亡くなりました。兄は未婚で子供もいないため、私は兄の相続人にな

りますが、兄が多額の借金を抱えていたことが分かりました。どうすればよいでしょうか。

A2 本件では、相続放棄（民法九一五条）をおすすめしますが、それは「自己のために相続の開始があったことを知った時」から三か月以内にする必要があります。現在、大震災から三か月が既に経過していますので、この期間は既に経過しているおそれがあります。

この点、震災により家も家財道具も失ったご遺族に三か月以内に相続放棄をするよう求めることは余りに酷であることから、六月二日、国会で特例法が成立しました。同法によれば、東日本大震災の被災者については相続放棄の期間が本年一月三〇日まで延長されました（ただし、同法は、震災発生時に被災地に住所を有していた相続人のみ適用されますので、北海道在住の方は、同法の恩恵は受けられないことになります）。

仮に同法が適用されないとしても、お兄さんに借金があることがわかったのがごく最近のことであれば、その時が「自己のために相続の開始があったことを知った時」であるとして、相続放棄が認められる可能性があります。

借金があることが分かった場合には、直ちに弁護士にご相談ください。

とを指摘されながら、政府・東電は原発の安全神話に酔いしれてきた。「原子炉を壊さないこと」という東電の利益を住民の安全に優先させたため、冷却のための海水注入が地震から二四時間後となった。二重の人災事故である。

福島原発事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃をあたえた。原発からの撤退と自然エネルギーへの転換の世界的流れは大きくなった。ドイツは二〇二二年までに、スイスは二〇三四年までの停止を決め、イタリアの国民投票では原発凍結賛成が九四パーセント、フランスの世論調査では脱原発派が七七パーセントとなった。

国内の各種世論調査でも、原発の「縮小・廃止」を求める声が七〇%を超えている。世界有数の地震国・津波国日本に立地することの危険は、安全神話がくずれたいま、一層強まっている。

今こそ、原発からの撤退と自然エネルギーの本格的な導入を考える時期である。日本の自然エネルギーとなりうる資源量は、太陽光、中小水力、地熱、風力だけでも二〇億キロワットと推定される（環境省）。これは、日本の発電設備の電力供給能力の約一〇倍、原発能力の約四〇倍といわれている。日本の自然エネルギーの技術は世界でも先進的なものであり、自然エネルギーの本格的導入は現実的課題である。

日の丸 君が代 の強制を 許しては いけない

弁護士
齋藤

耕

■ 本年五月三〇日以降、最高裁の各小法廷は、公立学校の卒業式や入学式における「君が代」斉唱の際に、起立・斉唱を命じる校長の職務命令に従わなかったことを理由とする戒告処分等の取消等を求めた裁判の判決において、立て続けに、上記職務命令は憲法一九条に違反しないと判示した。

一連の判決の多数意見は、職務命令が、自らの歴史観ないし世界観との関係で否定的な評価の対象となる「日の丸」や「君が代」に対する敬意の表明には応じたいと考える者の思想及び良心の自由を「間接的に」制約するものであることを認めつつも、起立・斉唱行為は式典における「慣例上の儀礼的な所作」であるから、上告人の有する歴史観や世界観を否定することにはならないとし、公立学校教諭の地方公務員としての地位の性質とその職務の公共性等の一般的理由を挙げて、「間接的」制約の必要性和合理性を認めた。しかし、「日の丸」や「君が代」に

対する敬意の表明には応じたいと考える者にとって、かかる起立・斉唱を職務命令によって強制されることは、単なる「慣例上の儀礼的な所作」で片付けられる問題ではなく、思想及び良心の自由の核心部分に対する制約にはかならない。

したがって、起立・斉唱を職務命令によって強制することは、まさに思想及び良心の自由を侵害し、憲法一九条に反するものである。

■ このような判決が出たことにより、教育行政が教職員に対し、学校行事等での君が代斉唱時における起立・斉唱を強要することが懸念されるところ、大阪府議会において、公立学校の教職員に対して起立・斉唱行為を義務づける全国初の条例が制定された。

■ とところで、一連の判決は、教育行政が国歌斉唱時の起立・斉唱を強要することを無条件に

認めるものではない。それは、多数意見において、不利益処分が裁量権の濫用に該当する場合があるとか、あるべき教育現場が損なわれることのないよう教育行政担当者に寛容の精神の下に可能な限りの工夫と慎重な配慮を求めるといった補足意見が付されていることから明らかである。

■ そして北海道においても、二〇〇九年以降、教育委員会は、教職員の服務規律等の確保などの理由から、「国旗・国歌の適切な実施」を強調し、その翌年には、教職員への実態調査、道民からの通報制度の実施に踏み切った。

これに対し、二月一九日、札弁と道弁連は、シンポ「憲法から北海道の教育現場を考える」を開催し、その問題点を指摘したところである。

教職員に対する国歌斉唱時の起立・斉唱の強制は、教職員自身の思想・良心の自由を侵害するのみならず、児童生徒にも心理的な強制力を加えることになる。



◆ 司法修習生の給費制は必要！

弁護士 高橋 健太



裁判官、検察官、弁護士の「法曹三者」は司法修習が義務づけられ、国から給与が支給されますが、これを「給費制」といいます。

昨年11月「給費制」を廃止し、国が修習生に生活費等を貸出す「貸与制」に移行するところ、運動により給費制を1年間延長させました。

「給費制」は、昭和22年戦後の荒廃の中で、長期的な社会の復興の視点から、司法の分野では、裁判官、検察官、弁護士と進路は異なっても、国民の基本的な人権を守り、社会正義の実現を図ることができる法曹を育てるため、すべての修習生が一緒に修習する「統一修習」とし、さらに、その目的に資する優れた人材を幅広く集め育てるために、経済的事情で法曹への道を閉ざすことのないよう、国が給与を支給する制度として発足しました。

国民の命や生活に深く関わる仕事であるだけに、修習生には「修習専念義務」があり、アルバイト等は禁止されています。もし「貸与制」になれば、今でも修習生になるために、少なくとも大学4年間とロースクール2～3年の計6～7年間を要し、この間奨学金を借りた学生（平均

額600万円）は、さらに借金が増えることとなり、経済的負担の大きさ故に、法律家の道を断念せざるを得ない事態に追い込まれます。

さらに、この問題は、「給費制」か「貸与制」かという問題にとどまらず、優れた人権感覚、バランス感覚のある法曹を育てるための「統一修習」そのものの存続の危機という問題でもあるのです。

国民の権利がしっかり守られることは、国民にとって極めて重要なことであり、その守り手になる若い人を育てることは、「給費制」の基本的理念であり、社会の責任です。「給費制」の廃止を許すことなく、維持させることはどうしても必要です。

平成二三年一〇月に浦河町に浦河ひまわり基金法律事務所が開所されました。

ひまわり基金法律事務所は、日弁連の会員が毎月特別会費を出し合って作ったひまわり基金をもとに地域における司法過疎の解消を目指し設立される公設事務所で、札幌高裁管内には、現在、岩内、倶知安、伊達、日高の四か所に設立されています。

浦河と同じ日高地区には、既に、ひだかひまわり基金法律事務所が設立されていますが、浦河と日高は四〇キロ近く離れているため、浦河町や様似町、えりも町の住民の皆様にもアクセスし易いように、新たに浦河町に開所される運びとなりました。

初代所長には、私と同期の葉山裕士先生が就任します。彼の誠実な人柄であれば、きっと地域の皆様の期待に応えることができると思います。



浦河ひまわり 事務所 開設！

弁護士 菅原 仁人

1年 見舞い げます



弁護士
高崎 暢
たかさか たかひさ
とほる

都心のオアシスともいえるべき緑豊かな札幌大通公園では、ライラック祭り、よさこいソーラン祭り、花フェスタ、ビアガーデン、夏祭り、雪祭りなど、季節感あふれる催し物が開かれる。私の席から、公園を真下に見ることが出来る。大通公園にみる季節の移り変わりを楽しみました。



弁護士
高崎 裕子
たかさか ゆうこ

中二の時の恩師の突然の訃報に私は兵庫県にかけつけた。男女平等を生活の中心で自然に学ばせてくれた。資格を得て働こうと私の一生を決定づけてくれた同性として憧れの先生だった。いつも明るく

笑顔で、どんな悩みも親身に寄り添ってくれた優しさ、包容力は、一人ひとりの生徒の天分を花開かせる契機となったと確信する。安らかに眠る顔に手を合わせ、心から感謝の言葉を伝えられたことはとてものも慰めであった。



弁護士
齋藤 耕
さいとう こう

事務所移転に伴い、通勤経路が変わりました。

旧事務所までは、一本道をまっすぐ進むだけでしたが、新事務所では、信号にあわせて曲がりながら、通っています。通勤途中に、大通りや、ミニ大通りの緑も見ることのできるため、四季の移り変わりをこれまで以上に感じながら、通勤を楽しんでいこうと考えています。



弁護士
島田 度
しまだ たく

J1のベガルタ仙台ががんばっています。七月九日現在、勝ち点二五で第四位。単に数字だけではなく、ホイッスルが鳴る最後の一秒まで走り抜く闘志あふれ

るサッカーを展開しているところがすばらしい。被災地の思いを背負っているという使命感が、彼らの背中を後押ししているのでしょうか。

私は相変わらずの多忙な日々ですが、週末にベガルタの試合を観ることで癒されています。もともと勝ち続けてくれ！（コンサドーレファンの方、ごめんなさい。）



弁護士
山内 崇史
やまの たかし

先日、ゴルフコースをまわるという数年がかりの夢がかないました。

ゆったりまわるのではという期待とは裏腹に、現実には、邪魔にならないように、打ったら走る、打ったら走る…の繰り返しでした。

いつ休みが取れるかわかりませんが、健康面も考えて、今年中に、もう一度まわれればと思っています。



弁護士
白 崇寛
しろ たかひろ

早めの夏休みを取って、四年遅れの新



2017 お暑中 お申し込み

婚旅行でハワイに行ってきました。ハワイのショッピング店で店員さんに英語で話しかけられ、面倒だったので、英語が話せないことを伝えたところ、日本語が返ってきました。意地悪なことに、自分は中国人だと伝えてあきらめさせようと思ったら、流ちょうな中国語が飛んできました。恐るべし。観念して、そこで買い物をしました。



弁護士
大友 淳子
おとも じゅんこ

この度の東日本大震災で、故郷が被災しました。実家も津波に遭い、一階の天井まで浸水しましたが、家族は二階に逃れて無事でした。地震後は電話も繋がらず、皆の無事を祈りながらテレビを眺めるばかりでした。

この間、本当に沢山の方々に助けて頂きました。被災地を思っ下さる皆さん
の優しさに、心から感謝申し上げます。



弁護士
菅原 仁人
すがわら まさと

先日、我が家に新しい冷蔵庫が到着しました。これまでは修習中に購入した一人暮らし用の冷蔵庫を使用していたのですが、妻と二人で生活するには容量が少ないので、新しい冷蔵庫に買い換えました。今後は、作り置きができるようになるので、自宅で晩御飯を食べる回数を増やしたいものです。



弁護士
高橋 健太
たかはし けんた

弁護士になり、約六か月が経過しました。慣れない仕事の連続のため、学生時代に長く感じた一週間があつという間に過ぎてしまいます。そんな中、先日、ちょっと高価な買い物をしました。自転車です。デザインと大きな荷物も入る容量たっぷりのカゴに一目惚れしました。今年はこの自転車での警察署（市内一〇か所）まで接見に行けるか挑戦したいと思います！



弁護士
野田 晃弘
のた あきひろ

先輩弁護士に誘われ、七月下旬に十勝の二時間ママチャリレースに参加する予定です。去年も参加しており、苦しいレースではありますが、完走したときの達成感は格別なものががあります。去年は自転車の性能が悪かったので、今年は先輩弁護士が素晴らしい性能の自転車を用意してくれると願っています。



弁護士
吉田 玲英
よしだ りょう

健康診断を受けました。結果は、予想通りのメタボとまさかの高血糖。血液検査で引っかけたことに強いショックを受け、今後は、健康管理のため食生活を多少改善しなければと思いました。しかし、好きな食べ物を食べられないこと、ストレスと血糖値ではどちらがマシなんでしょうか。上手く調和させられるといいのですが。

六月二十八日、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護士と政府との間で、ようやく、基本合意が成立しました。これを受けて、同日、全国原告団・弁護士は首相官邸で菅直人首相と面会し、首相から謝罪を受けました。官邸では、北海道原告団の高橋朋己代表が、菅首相に「個別和解を早く進めてもらいたい」と迫り、首相が思わず頭を下げる場面もありました。平成二〇年三月の提訴から三年三か月の年月を経て、ようやく、本訴訟は一つの区切りを迎えることと



議員会館での報告集会



なりました。

原告団・弁護士としては、余命幾ばくもない仲間を抱え、また裁判闘争中に東日本大震災という未曾有の災害が発生し、何度も辛い思いをしながら、それを乗り越えての基本合意でしたので、感慨もひとしおでした。

この裁判を通じて、原告団の皆様の前向きでひたむきな姿勢には、何度も励まされました。この原告団とともに裁判を闘えたことを心から誇りに思います。

◆ ◆ ◆
とはいえ、これはまだ一里塚にすぎません。

既提訴原告の個別救済がまずは最優先ですが、それだけでなく、未提訴の患者、さらには今回の基本合意では救済されない患者にも、救済の途を拡げ



原告団に謝罪する菅首相

ていく必要があります。

菅首相からは「長期にわたり責任のある対応をとるべき問題であり、その取組みは、緒に就いたばかりです。」との言葉がありました。「死に体」の首相の言葉ではありますが、この内容だけは正しい。

恒久対策への途は、まだ始まったばかりです。

今後とも、ご支援・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

北の大地から平和のメッセージを

どうする？ 日米安保への立場を超えて 普天間基地問題

世界一の米軍へのサービス、毎年6,500億円の駐留経費、米軍普天間基地問題、ヒモタチ作戦の本質など
沖縄に、米軍基地がある限り、真の平和は訪れない。
安保反対派、賛成派、相容れない二人。実は「米軍普天間基地」撤去では意見は同じ。
立場の違いを超えて語る平和へのメッセージ。

海兵隊は抑止力たりうるか？

柳澤協二
【元防衛大臣】
防衛大臣として普天間基地問題に関与した。日米安保反対派、賛成派、相容れない二人。実は「米軍普天間基地」撤去では意見は同じ。立場の違いを超えて語る平和へのメッセージ。

伊波洋一
【元防衛大臣】
防衛大臣として普天間基地問題に関与した。日米安保反対派、賛成派、相容れない二人。実は「米軍普天間基地」撤去では意見は同じ。立場の違いを超えて語る平和へのメッセージ。

コーディネーター 松竹伸幸

2011年11月23日(水・祝) 開会：13:00-16:00 (開場：12:30)

道新ホール 札幌市中央区大通西3丁目

500円 (前売)

北の大地から 平和のメッセージ

2011年11月23日(水・祝)

開会13:00-16:00(開場12:30)

安保反対派と安保賛成派。
立場は違っても普天間基地撤去の考えは同じ。
立場を超えて日本の平和のために協力する熱い姿が...

普天間基地の県内移設反対、即時閉鎖・無条件撤去を求める沖縄県民の闘いに全国の人がとが連帯し、基地のない沖縄・基地のない日本を、そして憲法九条による平和外交の道に転換することが今こそ強く求められている。

米国はさらに日本政府に、基地移設と沖縄海兵隊のグアム移転の期限を二〇一四年としてきたものを「これより後」と先送りし、過去に多数の墜落・死亡事故を起こした輸送機オスプレイを普天間基地に大量配備する計画を伝えた。「世界一危険」な普天間基地の固定化につながるもので絶対認められないものである。

日米両政府は六月二一日日米安全保障協議委員会(2プラス2)で、普天間基地を名護市辺野古に移設する計画を確認し、V字型滑走路とすることを決めました。北沢防衛相は自公政権が先導し民主党政権で合意し、日本の政

治勢力の八割以上が関与したことは、歴史の意味があると言語。この決定は、沖縄県民誰もが実行不可能と考える破たんした計画を卑屈にも米国に誓約するもので、県民への裏切り行為に他ならない。

沖縄には、全国の米軍専用施設の七五%が集中。普天間基地は基地を取り囲むように住宅地があり、保育所、小学校などの公共施設があり、〇四年に沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落するなど、米軍の訓練は騒音や墜落事故等の危険と隣り合わせであり、米兵の凶悪犯罪は増加している。普天間基地の県内移設反対、撤去は沖縄県民の明確

沖縄・日本に 基地は いらぬ

弁護士 高崎 裕子

な意思である。

政府は、海兵隊が「抑止力」として日本の安全を守ると言い、米軍に毎年六五〇〇億円の駐留経費を負担。思いやり予算は、今後五年間で総額約一兆円を支出し、グアムへの米軍基地建設関連予算として一二三〇億円も計上するなど米軍に世界一のサービスをしている。しかし、海兵隊は、「殴り込み部隊」として、日本を足場に極東、アフガニスタン、インド洋など中東や世界各地にいつでもどこでも出動し、戦争をしている部隊であって、日本の安全のための「抑止力」ではない。

パワハラに 労災認定

弁護士 島田 度

平成二三年一月二五日、苫小牧社会福祉協議会に勤務する課長職の職員の、抑うつ症状が業務に起因するものだと認める労災認定を勝ち取ることができました。

この事案は、管理職に対して、パワハラと評価すべき一連の嫌がらせが行われたという点が特徴的です。パワハラの具体的な内容としては、課長職を解かれて「総務主幹」なる事務局規程に存在すらしらない役職を言い渡され、「特命事項」と称するまったく未経験の業務を突然一人で担当させられ、さらには座席を他の従業員から離れた孤立した席に移動させられる、といったも

過労死 110番

弁護士 白 諾貝

例年どおり、父の日の前日の六月一八日に過労死一一〇番が行われ、これに続いて北海道過労死問題研究会の総会が開催され、働くものの中のちと健康を守る全国センター理事長の福地保馬先生による講演が行われ、国際労働機関ILO提唱の「デザインセント・ワーク」(働きがいのある人間らしい仕事)についてご教示

のでした。このようなパワハラにさらされたご本人の精神的苦痛、屈辱感はいかばかりであったろうと思います。

本件は幸いにも労災認定という救済がなされましたが、パワハラ的事案は、

いただきました。厚生労働省発表の平成二二年度脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況まとめによれば、精神障害などの労災請求件数が二年連続で過去最高を記録しており、メンタルヘルス対策はまだまだ不十分です。「デザインセント・ワーク」の実現に向けて、より一歩進めた政策立案が望まれるところです。



総会で記念講演する福地保馬北大名誉教授

まだまだ泣き寝入りをされる方が多いのが実情であろうと感じます。

職場で誰にも言えず苦しい思いをしている方がおられたら、ぜひ一人で悩まず、弁護士にご相談ください。

シリーズ 労働者はいま



厳しい社会情勢の中、働く現場では様々な問題が生じ、労働者が困難な状況に置かれています。労働者を取りまく現状と問題について、シリーズでお伝えしていきます。

◆ ◆ ◆ タクシー労働者の現状

弁護士 大友 淳子

二〇〇二年の道路運送法改正による規制緩和で、タクシーの台数は大幅に増加し、需要と供給のバランスが崩れ、運賃のダンピング競争や労働コストの徹底的な引き下げが横行しました。タクシー会社の中には、様々な方法でタクシー労働者の権利を侵害し、利益を上げるものが現れました。

タクシー会社の賃金制度で特徴的なのが、歩合給制度（基本給＋水揚げ額×歩合率）や、リース制度（毎月の水揚げ額から毎月一定額のリース料を差し引いて支払われる）です。いずれも、給料を上げるためには水揚げを多く上

げる必要があり、そのためには長時間の乗務をこなさなければなりません。

この他にも、経営者が負担すべき経費を労働者に負担させたり、実際に休んでいない時間を休憩時間として賃金を支払わなかったり、時間外や深夜割増賃金の不払いも横行しています。最低賃金以下の賃金となるケースも見られます。

このような労働環境は、一日も早く改善する必要があります。

なお、七月二五日、札幌地裁は札幌市のタクシー会社に対し、深夜労働の割増賃金等の支払を求めた訴訟で、同社の賃金体系は、時間外手当が増えるほど歩合給を減額する点において、労基法に違反したものであるとして割増賃金と労働基準法に基づく付加金の支払を命じました。

外国人 研修制度

弁護士
白 諾貝

外国人
研修制度
をご存じ
ですか。
諸外国の
青年を技
能実習生
として受

け入れて、産業上の技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的とした制度と説明されています。

しかし、実態は異なっております。低賃金の労働力確保のために本制度を利用する企業が多く、そのような中で、パスポート取上げ、強制貯金、最低賃金違反、権利主張に対する強制帰国、保証金が多発しており、アメリカ国務省の年次報告書では、人身売買に近い実態を有する制度であると指摘されています。

この度、道南の水産加工工場で勤務する中国人実習生からのSOSを受け、私を含む札幌弁護士会所属の弁護士二名が現地入りして調査をした結果、残業代未払いや人権侵害の事実を確認しました。そして、実習生ら七名の依頼を受け、去る六月、受入先企業、仲介を行った協同組合及び管理機関である協力機構を相手取って、函館地方裁判所に提訴しました。

原告らは既に帰国させられたため、国境を跨いだ訴訟運営という難しい側面もありますが、原告らの権利救済ももちろんのこと、この事件を通じて、制度の改善を図っていききたいと考えております。

事務所を移転して

弁護士 山内 崇史

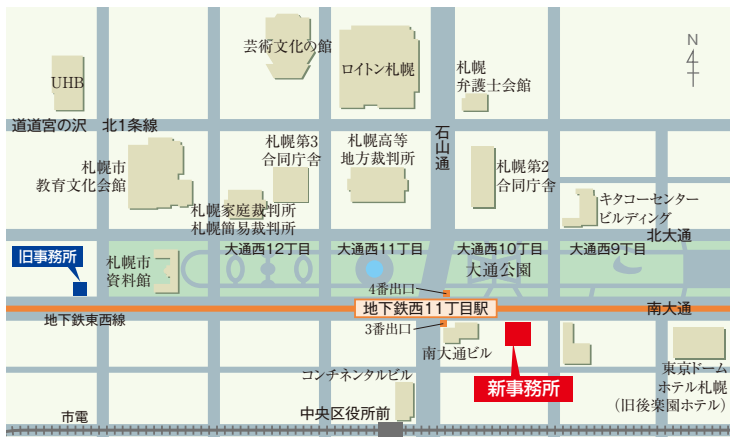
本年五月六日、大通西一〇丁目の第三有楽・寺島ビル七階へと移転しました。新しい事務所になって、変わったことがいくつかあります。

まずは、交通の便が良くなりました。地下鉄東西線の西一二丁目駅（三番出口）から徒歩一分の場所にありますので、皆さまの事務所へのアクセスのご負担もだいぶ解消できると思います。

つぎに、事務所からの眺めの良さです。南大通沿いのビルの七階にあるため、大通公園の緑を見渡すことができ、よさこい祭りも間近で体験することができました。さらに、裁判所・検察庁の建物も目に入ってきますので、気を引き締めて仕事ができます。

さらには、ワンフロアになったため、階を移動する必要もなくなりました。

また、事務所移転を契機に法的サービスを一層充実するために別稿のとおり「即日・夜間・休日」相談を開始しました。今回の事務所移転で所員一同初心に帰り、皆さまからのご期待に沿えるよう、一生懸命頑張っていきます。今後ともよろしくお願い致します。



事務局だよ

新事務所に移転して三カ月。事務局一同は、いままで二カ所に分かれていましたが、ワンフロアで仕事をしています。毎日、お互いの顔が見え、声をかけやすく快適です。また、窓から眺める大通公園は、疲れを癒してくれます。

快適な職場で、弁護士をしっかりとサポートして、依頼者の方々の要望に応えたいと思います。



馬と写真

弁護士 菅原 仁人

今回のプラテアから、私たち弁護士
の趣味や好きなことについての「趣味
コラム」を連載させていただくこと
となりました。

記念すべき、第一回目は、私の趣味「馬
と写真」について述べてさせていただきます。
ます。

私は元々競馬が好きだったので、レー
スで一生懸命走っている馬の姿をもつ
とよく見たいという気持ちから、デジ
タル一眼レフを購入しました。デジタ
ル一眼レフならCanonというイメー
ジだったので、最初は入門機の
Kissを購入しましたが、疾走する
馬を撮影するには一秒間に三コマの連
射速度では不足なため、今は中級機で
撮影しています。

右下の写真は、平成二三年五月二九
日に行われた東京優駿（ダービー）の
ゴール前を撮影したものです。芝コー
スの隣に設けられたダートコースが水
浸しになっているように、当日は、あ

いにくの雨のため、かなり離れた位置
から撮影せざるを得ませんでした。雨
滴により精緻な写りではありませ
んが、応援している馬の雄姿を捉えるこ
とができ、満足できる写真を撮影でき
ました。

馬の写真を撮影するようになり、
レースを、そして一頭一頭の馬をよく
見るようになりました。また、旅行に
行くときにもカメラを手放さないよう
になり、左の写真のように、四季折々
の景色の移ろいも撮影しています。

フィルムカメラと違い、デジカメな
ら、現像の手間を気にすることなく、
パソコンの壁紙やスクリーンセイバー
として気軽に楽しめますので、まずは
身近な物の撮影から始められてはいか
がでしょうか。デジタル一眼レフはレン
ズの交換も可能ですので、被写体に
じたレンズを使用

すること
で、より
写真を撮
しめると
思います。



大盛況！ 井上ひさし没後二周年 記念憲法講演会

弁護士 吉田 玲英

四月二三日、札幌市教育文化会
館で開催。生前の井上さんの講演
や日野原医師へのインタビューなど
貴重なスライドとともに、ユーモア
を交えながらも戦争の悲惨さを強
く訴える早乙女勝元さんの話ほと
も印象的。一〇〇〇人の参加者で、
大盛況でした。

早乙女さんからは、「私もかえつ
て励まされる思いで元気をいただ
いて帰宅しました。」といううれ
しい便りが届きました。



即日・夜間・休日 相談を開始しました。

●即日・夜間相談

その日のうちに相談を希望される方に対し、午後3時から午後7時までの間、相談に対応させていただきます。但し、事前の予約が必要です。

●休日（土曜・日曜・祝日）相談

土曜日、日曜日、祝日も相談に対応させていただきます。事前の予約が必要です。場合によっては、対応できないこともありますので、まずはご連絡下さい。

相談受付電話番号

011-261-7738

（平日午前9時15分から午後5時30分まで）

FAX（011-261-7718）は24時間受付



東日本大震災で生じた二重ローン問題で、被災者は苦しめられています。用紙を同封いたしましたので、請願署名にご協力ください。

憲法フェスティバル

弁護士 高橋 健太

毎年恒例の憲法フェスティバルですが（青年法律家協会北海道支部主催）、今年は、四月二十五日、早稲田大学法学術院教授の水島朝穂氏に「平和憲法のもとでの国際関係」についてご講演をさせていただきました。是非皆様も<http://www.asaho.com>にアクセスして、水島教授のメッセージに触れてみて下さい。

五月三日 「許すな壊憲！ 道民集会」に参加して

事務局 笹岡 強士

松竹伸幸さんによる記念講演「幻想の抑止力」の中で指摘された抑止力そのものの矛盾点、また、抑止力に頼らない安全保障の枠組みの提言に、目を開かれる思いをいたしました。米軍基地問題の解決には、この抑止力の呪縛から抜け出すことが必要だと痛感しました。

編集後記

二〇一一年夏号をお届けします。事務局一同一、改めて初心にかえり皆様のお役に立てるよう頑張っております。

前号のプラテアでご協力をお願いした東日本大震災義援金は、一〇六万六〇〇〇円となり、北海道弁護士会連合会を通じて東北弁護士会連合会へお届けしました。ご協力ありがとうございました。